

菊名ドライビングスクール

校

則

菊名ドライビングスクール校則を次のように定める。

## 菊名ドライビングスクール校則

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第7条）
  - 第2章 教習通則（第8条―第18条）
  - 第3章 技能・審査検定（第19条―第25条）
  - 第4章 運転免許取得者教育（第26条）
  - 第5章 公安委員会からの委託講習（第27条）
  - 第6章 料金（第28条―第29条）
  - 第7章 賞罰（第30条―第32条）
  - 第8章 教習中の交通事故（第33条）
  - 第9章 補則（第34条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この校則は、道路交通法（以下「法」という。）、道路交通法施行令、道路交通法施行規則（以下「施行規則」という。）、及び指定自動車教習所の教習の標準、その他関連規程等の定めに基づき、本校における学校運営及び教習業務について必要な事項を定めることを目的とする。

#### （本校の使命）

第2条 本校は単に運転免許を取得させるための機関ではなく、交通モラルを身に付けた安全な運転行動がとれる運転者を育成し、交通事故防止に寄与することを使命とする。従って、指導員等は自動車の運転等に関する知識について、来校者を指導する立場にあることを自覚し、常に指導員等としての品位を保つよう努めなければならない。

#### （学校の名称・所在地）

第3条 本校は、「菊名ドライビングスクール」と称し、横浜市港北区菊名7-6-27に置く。

#### （学校組織等）

第4条 本校の組織、職制、業務分掌、その他就業に関しては、就業規則、その他別途定めによる。

#### （令達等）

第5条 管理者は、教習・検定業務等の管理運営上、必要と認めるときは、校示をもって令達するほか、適時、指導教養を実施する。

#### （文書発送）

第6条 公安委員会宛の文書の発信者は、原則、管理者名を用い、その他の文書は設置者・代表者名を用いる。

#### （施設の維持管理）

第7条 教習・検定時間内の施設の維持管理は設置者又は管理者が行う。ただし、両者が

不在の場合には、管理者が指定した管理者補佐が行う。

- 2 教習・検定時間外の施設の維持管理等は、警備会社に業務委託するが災害等警戒警備の必要があるときは、別途定めによる。

## 第2章 教習通則

### (教習科目)

第8条 本校において実施する教習科目は、普通免許、普通二輪免許及び大型二輪免許に関する教習・審査科目並びに運転免許取得者教育に関する科目とする。

### (入校資格)

第9条 本校の入校資格は、法第88条の免許の欠格事由に該当しない者及び施行規則第23条の適性試験の条件を満たしている者とする。

### (入校手続き)

第10条 本校に入校しようとする者は、入校申込書に必要事項を記入の上、本籍又は国籍の記載された住民票の写し1通及び所定の写真4枚(二輪教習は3枚)を添えて手続きしなければならない。ただし、運転免許所持者は、本籍の記載された記載印字票を提出することで住民票の写しの提出に変えることが出来る。

- 2 入校しようとする者が運転免許証を所持しない場合、職員から身分確認証の提示を求められた場合は、その求めに応じるものとする。
- 3 入校しようとする者は、入校申込書に所定事項を記載したうえ、約定等の記載内容を確認し、署名、押印した後に入校するものとする。

### (入校式)

第11条 入校式は、入校者数等を勘案して、学科時間割表により指定する。

### (教習時間・単位)

第12条 教習時間は、年毎に公安委員会に提出する「教習・検定開始時間調査表」に基づき、原則午前9時00分開始、午後8時00分終了とし、詳細は学科時間割表に明示する。

- 2 学科・技能教習共に50分をもって1時限とする。
- 3 遅刻・早退は如何なる理由であっても前項の1時限(単位)として認めない。

### (休校日)

第13条 本校の休校日は、就業規則その他、会社と労働組合との協議の定めるところによる。

### (卒業式)

第14条 原則として、卒業式は卒業検定の合格発表後に直ちに行う。

### (退校)

第15条 病気その他の事由により退校しようとする者は、その事由を告げて管理者に退校届を提出しなければならない。

### (転校)

第16条 他の指定自動車教習所へ転校を希望する者は、その事由を告げて管理者の承認を得なければならない。

### (教習相談)

第 17 条 職員は、教習生及びその関係者から教習に関する相談を受けた場合は、誠意を持って対処する。

(教習生等の遵守事項)

第 18 条 教習生等は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教習を受ける時は、教習原簿に教習生証を添えて、指導員に提出する。
- (2) 酒気を帯びて、登校及び教習を受けてはならない。
- (3) 下駄履き、サンダル、草履、ハイヒール並びに和服その他運転に支障のある服装で技能教習を受けてはならない。
- (4) 二輪教習を受ける者は、前号に定めるもののほか、ヘルメット、手袋、長袖の上着、長ズボン及び靴下を着用し、体の露出を避けること。
- (5) 技能・学科教習、教習相談等のほかは、何人もみだりにコース、教室、事務所内及び待合室に立ち入らないこと。
- (6) 学科教習実施中は、教室付近では静粛にすること。
- (7) 教習・検定開始時間を厳守すること。
- (8) 教習中及び未成年並びに所定の場所以外での喫煙は禁止する。
- (9) 教習原簿は校外に持ち出さないこと。
- (10) 教習原簿は丁寧に取り扱い、記載内容を許可なく削除・追加・追記しないこと。  
また、教習原簿にメモ等もしないこと。
- (11) 交通違反・交通事故を起こした場合は、必ず申し出ること。
- (12) 住民票・免許証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに申し出ること。
- (13) 第三者に迷惑及び不快感を与える様な言動・態度はしないこと。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、本校運営上必要と認めて別に定めた事項。

### 第 3 章 技能・審査検定

(修了検定)

第 19 条 修了検定は、法第 99 条の 5 及び施行規則第 34 条第 3 項に従い実施する。

- 2 修了検定は休校日を除き、年毎に公安委員会に提出する「教習・検定開始時間調査表」に基づき、原則毎週火・木・日曜日の午前 9 時 00 分から実施し、詳細は、入校手続きの際に手渡す「プラン別チェックシート」に明示する。
- 3 受検者が 1 名の場合は、原則実施しない。ただし、公安委員会が認めたときは、この限りでない。

(適性試験・仮運転免許学科試験)

第 20 条 適性試験及び仮運転免許（以下「仮免」という。）学科試験は、次のとおり実施する。

- (1) 修了検定合格者に対し、適性試験及び仮免学科試験を実施する。
- (2) はじめに適性試験を施行規則第 23 条に従い実施し、これに合格した者に対して仮免学科試験を行う。
- (3) 仮免学科試験は、50 問出題し、施行規則第 25 条に従い実施する。
- (4) 仮免学科試験は、休校日を除き、年毎に公安委員会に提出する「仮免学科試験実施日」に基づき、原則毎週火・木・日曜日の午後 1 時 00 分から実施し、詳細は、

入校手続きの際に手渡す「プラン別チェックシート」に明示する。

- (5) 受検者が1名の場合は、原則実施しない。ただし、公安委員会が認めるときは、この限りでない。

(仮運転免許証)

第 21 条 管理者は、仮免学科試験の結果を公安委員会に報告し、仮運転免許証の交付を受けて、所定の手続きにより教習生に交付する。

- 2 教習生は、仮運転免許証を丁寧に扱い、技能教習を受ける際には必ず携帯しなければならない。
- 3 教習生は、仮運転免許証を紛失等した場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。

(卒業検定)

第 22 条 卒業検定は、法第 99 条の 5 及び施行規則第 34 条第 2 項に従い、実施する。

- 2 卒業検定は休校日を除き年毎に公安委員会に提出する「教習・検定開始時間調査表」に基づき実施する。
- (1) 普通自動車については、原則毎週水・金・土曜日の午前 9 時 00 分から実施し、火・木・日曜日については午後 1 時 00 分から実施する。詳細は、入校手続きの際に手渡す「プラン別チェックシート」に明示する。
- (2) 大型・普通二輪車については、原則毎週水・土曜日の午前 9 時 00 分及び土曜日の午後 1 時 50 分から実施する。詳細は、入校手続きの際に手渡す「プラン別チェックシート」に明示する。
- 3 受検者が1名の場合は、原則実施しない。ただし、公安委員会が認めたときは、この限りでない。

(技能審査)

第 23 条 技能審査は、法第 99 条の 5 及び施行規則第 34 条第 2 項に従い、実施する。

- 2 普通自動車についての審査(AT 限定解除)は原則毎週火・木・日曜日の午前 9 時 00 分から実施する。詳細は、入校手続きの際に手渡す「プラン別チェックシート」に明示する。
- 3 普通二輪車についての審査(AT 限定解除・小型限定解除)は毎週水・土曜日の午前 9 時 00 分及び土曜日の午後 1 時 50 分から実施する。詳細は、入校手続きの際に手渡す「プラン別チェックシート」に明示する。
- 4 受検者が1名の場合は、原則実施しない。ただし、公安委員会が認めたときは、この限りでない。

(卒業証明書)

第 24 条 所定の教習を修了し、卒業検定に合格した者に対し、法第 99 条の 5 及び施行規則第 34 条の 2 に基づく卒業証明書を発行し、交付する。

(審査合格証明書)

第 25 条 所定の教習を修了し、審査検定に合格した者に対し、審査合格証明書を発行し、交付する。

#### 第 4 章 運転免許取得者教育

(運転免許取得者教育)

第 26 条 本校において、法第 108 条の 32 の 2 及び施行規則第 38 条の 4 の 6 に基づく、運転免許取得者教育を実施する。

2 教習は、運転免許取得者教育の認定に関する規則に従い、実施する。

第 5 章 公安委員会からの委託講習

(委託講習)

第 27 条 本校において、公安委員会から委託を受けた次の各号の講習を実施する。

(1) 初心者講習

法第 108 条の 2 第 1 項第 10 号に基づき、初心者に対する講習をいう。

(2) 高齢者講習

法第 108 条の 2 第 1 項第 12 号に基づき、高齢者に対する講習をいう。

(3) 取得時講習

法第 108 条の 2 の規定に基づき実施する施行規則第 38 条に掲げる講習のうち、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習及び応急救護処置講習をいう。

第 6 章 料金

(料金)

第 28 条 本校の教習料金等は別途定める。

2 入学金・学科教習料・教本代・適性診断料（以下「入学金等」という）は、原則として入学時に一括納入するものとする。

3 技能教習料・技能検定料は随時前納入するものとする。

(料金の返還)

第 29 条 納入した入学金等は、原則として返還しないものとする。ただし、学科教習料、技能教習料及び技能検定料の未教習・未検定分については返還する。

第 7 章 賞罰

(表彰)

第 30 条 管理者は、教習上他の模範と認める行為のあった教習生等を表彰することができる。

(退校処分等)

第 31 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する教習生等に対し、校外退去又は退校処分を行うことができる。

(1) 入学金等料金を納入しない者

(2) 校内において、教習の妨げや、他の来校者に迷惑が及ぶような言動があった者

(3) 校内において、職員の指示に従わず、学校の秩序を乱すような行為、言動をした者

(4) 適正に実施された、各種検定、検査、学科試験等の合否の決定に対し、いいがかりをつけるなど学校の秩序を乱すような行為、言動があった者

(5) 校内において、職員の制止に従わず、大声を張り上げ、若しくは教習車両、校内

施設、工作物及び備品等を破壊し、又は破壊しようとする者

- (6) 悪質な交通違反や重大事故を起こした者
- (7) 前各号のほか、刑罰法令等の法律に抵触する行為のあった者

2 管理者は、前項の処分に際し、刑罰法令に触れる行為等強制力が必要と認められる時は、警察等の関係機関に要請するものとする。

(弁償)

第 32 条 教習生等が故意又は重大な過失により車両・施設等を破損させた場合は、現品又は代価を賠償させることができる。

## 第 8 章 教習中の交通事故

(交通事故時の対応等)

第 33 条 指導員は、教習中に交通事故が発生した際は、直ちに救護の措置等をとるとともに、速やかに警察等関係機関に対する通報と必要な手配、当校に対する報告を行うものとする。

2 指導員は、教習中の交通事故は人身・物件事故を問わず、いかなる軽微な事案であっても警察等に対する届出を怠ることなく、交通事故発生時の対応要領の指導という観点からも相手方及び教習生に対し誠意を持って対処する。

3 教習中に発生した交通事故等は、教習生に故意又は重大な過失がある時は当該教習生の責任とする。

## 第 9 章 補則

(補則)

第 34 条 この校則の実施について必要な細目等は別途定める。

## 附 則

(施行期日)

第 1 条 この校則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(失効)

第 2 条 平成 20 年 3 月 10 日制定の菊名ドライビングスクール校則は失効する。